

建設経済常任委員会会議録

令和3年6月9日

寒 川 町 議 会

出席委員 杉崎委員長、横手副委員長
青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、太田委員、茂内委員、橋本委員、関口委員
佐藤（一）議長
欠席委員 吉田委員
説明者 黒木都市建設部長、飯田下水道課長、金子技幹、池田副主幹、西島副技幹、山本主査
田中主任主事
案 件
（付託議案）

1. 議案第31号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、改めまして、おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。常任委員会3日目ということで、大変皆さんお疲れかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。よろしくお願いいたします。

次第のとおり議案の審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第31号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、本日は付託議案第31号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明につきましては、飯田下水道課長より、質疑に対しましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 それでは、議案第31号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、重要な都市基盤施設としての公共下水道事業を持続可能にするために改正を行うものです。これまでも既設管を長く使用するための長寿化計画や公共下水道の普及促進に努めているところでございます。経費縮減に取り組んでまいりましたが、現在下水道事業経営は下水道使用料だけでは賄うことができないため、一般会計からの赤字

補填により成り立っています。

現在町に埋設されている既設污水管は、約170キロに及び今後は老朽化や破損などに伴う維持管理費や改築更新費用が増大し、公共下水道経営を圧迫していきます。

そこで、今年3月に公共下水道の中長期的な財政計画となる経営戦略や、既存施設の維持管理及び改築更新に向けた財政面を考慮したストックマネジメント計画を策定し、今後安定的、継続的に公共下水道サービスを提供できるように努めてまいります。

なお、公共下水道事業経営戦略やストックマネジメント計画は、経済情勢や施設の状況等を踏まえ、効率的、効果的な手法を随時検証し、定期的に見直しを実施してまいります。

それでは、タブレット資料に基づき改定内容を説明させていただきます。タブレット資料5ページをご覧ください。答申書の写しです。答申の内容としましては、平成30年度における汚水処理費にかかる公共下水道使用料による経費回収率は75.7%にとどまっており、不足部分を一般会計からの繰入金で補填しているのが現状であります。受益者負担の観点から社会情勢や経済動向などに配慮しながら、令和7年度に経費回収率100%を使用者の負担軽減から段階的に目指し、平均改定率5.6%の改定と改定期日を10月1日とする改定内容の答申を受けました。

次に、資料1ページをご覧ください。1は、これまでの運営審議会の開催内容となっております。令和元年9月に町長より諮問をし、使用料改定の必要性を説明しました。その後、経営戦略等を含めて使用料改定の審議を重ねていただき、答申となりました。

2は、本町における下水道使用料金の改定経歴となっております。

3は、使用料単価表で、現行と改定後の料金比較となっております、増加額は右側に記載しております。

4は、世帯人数別モデルによる改定後の金額や増加額及び計算例を示しております。

5は、改定前後による一般会計繰入金の改善額及び一般会計繰入金の額を表にしたものでございます。改定により一般会計からの繰入金が約3,000万円改善され、経費回収率が80%となる見込みでございます。

資料内容としましては、以上となります。

それでは、寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について、新旧対照表に沿ってご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。別表第1中、基本使用料8立方メートル以下の分「707円」を「747」円に、超過料金8立方メートルを超え20立方メートル以下の分「91円」を「96円」に、20立方メートルを超え50立方メートル以下の分「108円」を「114円」に、50立方メートルを超え100立方メートル以下の分「142円」を「150円」に、100立方メートルを超え200立方メートル以下の分「160円」を「169円」に、200立方メートルを超え300立方メートル以下の分「176円」を「186円」に、300立方メートルを超え500立方メートル以下の分「188円」を「199円」に、500立方メートルを超える分につきましては「205円」を「216円」に改めるものでございます。

新旧対照表2ページをご覧ください。附則でございます。第1項は施行期日を定めるもので、令和3年10月1日とするものでございます。第2項は経過措置を定めるものでございます。今回の改正で令和3年10月分の使用料から適用するため、令和3年9月分までの使用料については、なお従前の例による旨を定めるものでございます。使用者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、ぜひご理解と

ご協力をお願いいたします。

寒川町公共下水道使用料条例の一部改正についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 3,000万円ほど値上げすることによって80%まで圧縮できるということは聞きました。圧縮されるのは分かるんですけども、大きく生活に関わる問題ですので、これから10月1日ですかね、値上げは。そこまでの周知方法とかというのは、どんな感じで進めていくのかということをまずお聞かせください。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 どういったPR方法かというお尋ねでございますが、基本的にはまず水道の検針のときに、今水道と下水は一括徴収を行っておりますので、検針のときにまず戸別のチラシ、要は改正の案内を入れさせていただきます。それと合わせて町のホームページ、それから広報、それとあと今考えていますのは1階にあるサイン、そちらで広報をしていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 周知方法はいろいろとあったんですけど、周知させる方法は分かりましたけども、先ほども申し上げましたが、大きく生活に、下水道というのは切っても切れないインフラですので、下水道審議会というのもあったんですけども、町民に知っていただくという意味でも、パブコメをやって広く町の皆さんの声を聞いて、この事業に反映させるべきじゃなかったかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 今のパブリックコメントに関するご質問かと思いますが、寒川町パブリックコメント手続に関する規則の第4条に、適用除外という項目がありまして、そちらにつきましては、町税、または負担金、使用料、手数料その他これに類する料金については、パブリックコメントは実施しませんという内容がございます。委員のおっしゃる意義は分かるんですが、ぜひご理解いただきたいと思えます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 ルール上できないということで理解しましたが、先ほど社会動向を見ながらこれから考えていくということは、説明であったんですけど、コロナ禍で値上げする時期じゃないかと自分としては思うんですね。段階的な値上げを予定しているんですけど、やはりこの時期なのかという見解を最後にお聞きします。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 確かにコロナ禍で、ここでの値上げを懸念されているのかなと思いますが、下水道使用料に関しましては、汚水を処理するために必要な経費でございます。それについては、使用者

の負担で行っていくのが基本となっております。その中で現状町の下水道としましては、赤字になっている状況がございます。赤字補填につきましては、一般会計からの繰入金というような形でお金をいただいて、下水道事業を運営させていただいている状況がございます。

この中で今コロナ禍の中で、税収が減少していたり、それぞれの負担がかかっていく中で、一般会計から下水道に費用を割くのをできるだけ抑えていきたいという思いもありまして、町民の皆様にあまり負担にならないような形での今回の改定とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 では、何点かお伺いさせてください。1つは、寒川町は経費回収率が今現在75.7%で今回の改正によって80%まで持っていくということで、いずれ令和7年度までには100%とおっしゃられましたけど、他自治体との比較で、今現在で100%の自治体はあるのかということが1点、それとストックマネジメント計画、この計画は、社会経済状況を見て公費の削減とか、いろいろ合理的、効果的な運営をここでやっていくというお話でしたけれども、ストックマネジメント計画はいつまでの計画なのか、つまり令和7年度に100%にするといっても、100%の数字の中身、どのぐらいの金額になるのか、それはストックマネジメント計画に基づく事業の在り方によって利用者の負担も軽くなるのではと考えますが、この計画はいつまでの計画なのでしょう。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 まず、1点目の経費回収率100%以上の自治体があるかというご質問でございますが、県内におきましてはございます。それと2点目のストックマネジメント計画なんですけど、この計画はいつまでかということではなく、ストックマネジメント計画自体、これについては既存施設をどのように効率的に効果的に、しかも延命処置を取りながら管渠の維持管理をしていくか、そういった計画になります。

基本的には10年とか20年というスパンではなく、100年という長期的なスパンの中で考えている計画でございます。その中では、どのぐらいの数字になるのかということですが、今後発生するであろう改築工事であるとか、管が使えなくなったので新たに更新工事、そういったものも含めて考えていきますと、たしか年間で3億3,000万円の経費を縮減するというような形になってございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 ありますというお答えでしたけど、具体的に何自治体が今100%になっているのか教えていただけますか。それとストックマネジメント計画の在り方が分かりました。それで大事なことは、町民の方に100%にするという期間と、その金額なんですけど、その縮減策、少しでもご負担をかけないというやり方というものの検討はどのようになされているのでしょうか。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 まず1点目の経費回収率100%以上の自治体の数ですが、県内32市町村ございますが、その中で12自治体が100%を超えてございます。それから2点目の7年までの経費回収率100%

にするという部分と、それからストックマネジメントの内容というようなことでよろしいでしょうか。削減の方法ということですね。それにつきましては、まず令和7年までに経費回収率100%を目指しますが、現在の経済状況等に鑑みながら、その辺はまた次回の審議会等で料金改定の検討を行って、目標としては令和7年には100%にしていきたいと思っております。それからストックマネジメントの具体的な方法ですが、それにつきましては、その計画の中で既存施設、先ほども言いましたように、汚水が約170キロございます。その中で管種ですとか、布設した年度、そういったものを全部データ化してございまして、管種によっては、まず調査点検を10年で一回りするですとか、20年で一回りするという点検をしながら、壊れ具合というんですかね。破損状況、使用状況等に鑑みまして、それをできるだけ平準化しながら施設を管理していきながら改築更新に向けて平準化していきたいというような内容になってございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございませんか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 3点ほどあるんですけれども、まず1点目が、附帯意見にもありますけれども、経営の効率化、どのように効率化をしていくのか、もしかしたら今の点検をしながら平準化というのが効率化なのかもしれないですけれども、町民の方に負担を強いるのであれば、町としても企業としても努力をしなきゃいけない、その努力というのは何なのか、何をしていくのかという点が1点、これも下水審の答申の附帯意見の3番にありますけれども、広報の仕方は分かったんですよ。検針のときに案内だったり、ホームページだったり分かったんですけれども、答申に書いてあるのは、下水道使用料の仕組みだったり、財政状況を積極的に発信するということが答申に書かれているんですね。これをしないと、町民の方になかなか理解していただけないんじゃないのかなと感じているところであって、単純に値上げだけ考えたら、それは町民からしたらするべきじゃない、だけれども、こういった仕組みがあるので値上げをせざるを得ない、これをいかに発信するかが答申に書かれていると思うんですけれども、それをどのような形でやるのか、やらないのかということを教えてください。

3点目が、経費負担率で75.7%という数字があるんですけれども、先ほど12自治体が100%を超えているという話もありましたけれども、相模川流域は経費負担率が高いという状況があるみたいですね。県の資料を見ると。かといって、相模川流域の使用料が高いかといったら、そうでもないのかなと思っていて、なぜ寒川は経費負担率が低いのか、ほかの自治体に比べて。もしかしたら、その自治体の規模なのかなということも考えられるかと思うんですけれども、何で寒川は経費負担率が今まで低かったのかなと、その背景であったり、理由を教えてくださいと思います。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いします。

飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 まず1点目の経営の効率化というような内容の質問だと思うんですが、下水道としましては、現在使用者の負担として使用料金で賄う部分があるかと思うんですが、その部分につきましては、3月に報告させていただいた経営戦略、それからストックマネジメント計画、その両輪で経営を持続可能な下水道事業として行っていくために、経営に努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の広報についてですが、先ほどおっしゃっていたように、確かに使用料金だけではなかなか難しいのかなと感じておりますので、我々としまして、利用者へ下水道料金の仕組みだとか、財政状況、そういったものを今後周知を図っていきたいと思っております。

それから、3点目の経費回収率が寒川町が低い理由というようなことですけれども、確かに流域の中でも経費回収率が、今流域関連で12市町ございます。その中で100%を超えているのが6市町ございます。寒川につきましては、今経費回収率が非常に低い状況ではありますが、高いところの状況を見ますと、大都市が割と多いんですね。要は人口が集中しているようなところ、例えば相模原市ですとか、平塚市、そういったところが割と経費回収率が高い状況もございます。町も確かに一之宮の駅の周辺ですとか、そういう部分だけをピックアップ、データとしてはしていないですけれども、そういうところであれば、建設費に関わる使用料の回収としましては、かなり効率がよくなるのかなと感じております。

以上になります。

【杉崎委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 まずは情報の発信ですね。周知については答申どおりやるみたいなお答えをいただいたのかなと思うので、この点はしっかり進めていただきたいと思いますと思っております。

寒川町が経費負担率が高い理由は、都市構造というか、そういったところなのかなと、それは致し方ない部分なのかなとは思っておりますけれども、1点目に質問した効率的な経営、運営ですよ。ストックマネジメントであったり、経営戦略に基づいてというお答えがありましたけれども、それに基づいて具体的に何をやっていくのかですよ。その中にもいろいろあると思うんですよ。例えば人の効率化であったりとか、管理の効率化だとか、改築の効率化だったり、それに基づいて具体的に何をやっていくのかお聞きしたいところなんですけど、お答えいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 それでは、実際の具体的な内容になろうかと思うんですが、先ほども説明させてもらったんですけど、ストックマネジメント計画自体が非常に長いスパンでの考え方になってございます。ストックマネジメント計画の中で考えています調査点検の期間ですとか、改築更新に向けての費用面ですとか、そういった部分を考慮していく中で、100年をベースに財政的な部分を含めてシナリオをしていったときに、現状のまま何もせずに、壊れたら直していく、あるいは壊れたら入れ替えていくというような形でやっていきますと、下水管の耐用年数としては50年と言われておりますので、それごとに毎回毎回新設、あるいは布設替えというような費用がかかっていくところを、この計画において調査点検を小まめにやることによって、悪い箇所をできるだけ早期に発見し、それをまず保全しながら、本当に悪くなってきたところを改築なり、更新なりというような手法で行っていくということで、実際に腐食するような場所ですとか、そういったところも下水道としましては、硫化水素が発生するような場所ですとか、重要な管路、例えば河川横断している箇所ですとか、軌道、線路の下を横断している箇所、そういったところというのは、すぐ掘って直すということができませんので、そういうところをまず重点的に点検しながら、そこは5年に一度点検をしていますし、そのほかの管路でコンクリート製のものについては10年に一度、塩ビ管については20年、その他の管渠で鉄筋コンクリート管ですと20年に

一度点検をしながら調査していく、その調査をした中で非常に悪いところを計画的に改築更新に向けて事業を進めていくというような内容になります。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 分かりました。その計画に基づいてというところは分かったんですが、今お答えいただいたところは当然やっていただきたいなと思います。ハードの部分ですね。それ以外にソフト的なところで何らかの形で答申にあるように効率的な運営は考えられないのか、最後にお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 今のお話は、ソフト的なお話ですけれども、これにつきましては、利用できる方にできるだけ接続していただくというようなことになろうかなと、要は利用促進を図っていくというような形になろうかと思います。現在接続している人口比率としては、約98%の方が使える状況で使っている、残り2%は、今後含めてできる限り未接続者の方につないでくださいという普及を続けていきたいな思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 教えていただきたいんですけども、寒川町の方は、下水道ではなく浄化槽を一定の割合で使用されている方々もいらっしゃると思うんですが、私はまだ下水道の仕組みは勉強不足で分からない部分もあるんですが、浄化槽を利用している方に関しては、今回のこういった対象にどのような形でなるかとか、関わらないかお聞きしたい。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 我々がやっている業務としましては、公共下水道という污水处理をする種類の中の1つに該当しております。污水处理というのは一体どういったものがあるのかといいますと、公共下水道、それから合併処理浄化槽、それから集落排水ということで、寒川にはございませんが、農村地ですとか、漁村地での小規模な処理施設というような種類がございます。我々がやっていますのが、公共下水道の処理方法で行ってございますので、浄化槽に関しましては、我々では対象からは外れてくるという形になります。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

横手副委員長。

【横手副委員長】 いろいろ質問があったので、確認の質問と、それからなかった質問が1つあったので、それだけ確認させてください。広報をやっていく上で7、8、9と、10月まで3か月間あります。案内を直接渡す、ホームページ、それから「広報さむかわ」とありますけど、どのくらいの量を出すのか、要するに「広報さむかわ」も毎月出すのか、それから何ページぐらい出すのか、丁寧にしっかりと説明をする上で、とても1ページとか1枚物だけで説明し切れないものだと思うんですよね。まずそれ

をどう考えているのか、もう少し詳しく聞かせてください。

それから、恐らく苦情が来ると思います。苦情についてどう対応するのか、こういう言い方をしているのかどうか分からないんですが、相当説明を、本会議場でも関口議員がおっしゃっていましたが、しっかりと説明をし尽くす責務があると思う中で、苦情処理みたいなのは相当しっかりやらないといけないと思うんですね。なので、その対応策を考えていらっしゃるのかということ、それが皆様の質問の中になかったのも、あえて聞かせていただきます。この2点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 まず広報なんですが、今7月広報に掲載する予定でございます。紙面としましては、広報の2分の1ページを採用する予定でございます。見開きではなくて、片面の1ページ分の半分のスペースをいただいて、そこで広報する予定でございます。

それから苦情処理というか、説明の対応ということですが、今後我々としても、電話等でそういったお話が来れば、職員一丸となって丁寧に説明していきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 横手副委員長。

【横手副委員長】 分かりました。7月に「広報さむかわ」で2分の1ページ、半分だけやるということで、果たしてそれだけで本当に足りるのかなというのがあります。それから案内というのは、一体どこでどんなふうに、あえてこういうチラシを作って入れるのか、それとも料金表にちょっと入れるのか、それもちょうんと聞かせていただきたいと思います。

それと、苦情処理については、一丸となってやるのは当然であって、だから例えばちゃんと対応マニュアルみたいなものを作ってやっているのか、それが聞きたかったんですね。そこまでやって説明をちゃんとし尽くせる、本当にホスピタリティな対応までを心がけていただきたいんですが、もちろん心意気は分かるんですけども、そういった準備でそれができているのかどうか、それについてお聞かせください。

【杉崎委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 まず、それでは広報のお話をさせていただきます。確かに委員の言われたように、1ページの半分ですので、紙面での説明としては、こちらとしてもなかなか難しいなと思っております。とは言いながら、広報の紙面の問題もありまして、折衝しているんですが、半分ぐらいという形で今は検討しているんですが、ですので、水道料金の検針の際に折り込みのチラシを入れていただきますので、そちらでさらに詳しく説明をさせていただきたいと考えております。水道を使っている方ですので、全ての方に行き届きますので、そのケアをまず広報としては手厚くしていきたい、あとホームページをご覧になれる方につきましても、ホームページ上ではさらに詳しい内容で進めていきたいと思っております。

もう一点の説明の話なんですが、これから電話なり何なりでご連絡をいただくことが増えてくるかとは思っております。一人一人言っていることが違ってしまふといけませんので、課として共通のマニュアル等を作成して、誰が言っても同じ回答になるよう、そして分かりやすくというようなマニュアル作りを進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 先ほど佐藤（正）委員からもありまして、今、横手副委員長からもありましたけども、どうしてこうなるんだというようなことからしっかりと説明していかないと、なかなか理解は得られないと思いますので、それも含めたチラシとか広報なりをお願いしたいと思います。

他にございますか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

6月会議で建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決に入りますけども、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 このまま討論に入りたいと思います。

これより討論に入ります。議案第31号 寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論の方。

青木委員。

【青木委員】 町は受益者負担と言っていますが、一般会計からということになっているんですが、その赤字の分。一般会計も当然町税でありますから、それをやっぱり配慮していくことを踏まえて、コロナ禍の中、住民の立場に立てば値上げをするべきではないという考えです。

様々に町はコロナ対策を取っておられますが、下水道料金もコロナ対策と取るべきと考えますので、反対いたします。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

横手副委員長。

【横手副委員長】 賛成の立場から討論させていただきます。一般会計からの繰入れにつきましては、過去実は多くの自治体で公営企業に対する繰入れということでは、公営協議で大変多くの自治体がそもそもはもともとは公営企業から多くの一般会計の逆に繰入れをもらっていたのを、赤字になって一般会計から補填していったという過去があります。それによって多くの公営企業が潰れていったという過去もあります。一般会計からの繰入れだけでは到底持続可能な経営は多分できなくなってくるだろう、経営が立ち行かなくなってくる可能性があります。また、そういう意味で寒川町の将来を見据えた場合には、受益者負担により経営できる環境を整えなければならないと思います。もちろん負担増に当たっては、町民の皆様に対してしっかりと分かりやすい広報、また丁寧な説明を行い、理解を得る必要がありますが、そのことをしっかりとやっていただくことを前提として賛成いたします。

【杉崎委員長】 他に討論はありませんか。反対討論がある方。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。
お疲れさまでございました。

午前9時42分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月26日

委員長 杉 崎 隆 之